船橋市文化振興推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　船橋市文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、文化振興施策の評価、提言等をすることにより、文化振興施策の総合的な推進を図るため、船橋市文化振興推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　文化振興施策の進捗状況の把握及び評価に関すること。

⑵　基本方針の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から教育委員会に助言や提言を行う。

⑶　前２号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第３条　協議会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　文化芸術団体の代表者

⑶　その他教育委員会が必要があると認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の開催等）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となり議

事を整理する。

２　議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

３　前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

４　協議会の会議は、船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例第７号）第２６条の定めるところによる。

（専門部会）

第７条　第２条各号に掲げる事項について、専門的な調査を行い、文化振興施策を推進するため、必要に応じて協議会に専門部会を置くことができる。

２　専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第８条　協議会及び専門部会の事務を処理するため、生涯学習部文化課に事務局を置く。

（災害補償）

第９条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償するものとする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年８月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。